



2025 年 4 月 14 日

各位

会 社 名 株式会社フューチャーリンクネットワーク
代 表 者 名 代表取締役 石井 丈晴
(コード番号：9241 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 中川 拓哉
(TEL.047-495-0525)

**当社執行役員・従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての
新株式発行に関するお知らせ**

当社は、2025年4月14日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年5月1日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 1,616株
(3) 発行価額	1株につき1,237円
(4) 発行価額の総額	1,998,992円
(5) 割当予定先	当社の取締役を兼務しない執行役員 3名 1,212株 当社の従業員 1名 404株
(6) その他	-

2. 発行の目的及び理由

当社は、2025年4月14日開催の取締役会において、所定の要件を充たす当社の取締役を兼務しない執行役員並びに従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を付与することを決議いたしました。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象従業員4名に対し、金銭債権合計1,998,992円（以

下、「本金銭債権」といいます。)を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、割当予定先である対象従業員4名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式1,616株(以下、「本割当株式」といいます。)を発行することを決議いたしました。なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割当てするものであり、当該対象従業員に対して現物出資するための本金銭債権が当社から支給されるものであるため、当社の従業員賃金が減額されることはありません。

当社は、当該割当の対象従業員との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象従業員との間で、譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2025年5月1日(払込期日)~2028年4月30日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位(以下、「役職等の地位」という。)にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本株式」という。)の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が本譲渡制限期間中に、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により役職等の地位を退任又は退職した場合には、本払込期日を含む月から退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数(ただし、計算の結果、1を超える場合は1とする。)に、本株式数を乗じた結果得られる数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)につき、退任又は退職後、当社取締役会が別途決定した時点(死亡による退任又は退職の場合は、退任又は退職の直後の時点)をもって、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本株式の全部について当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数（ただし、計算の結果、1を超える場合は1とする。）に、本株式数を乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額については、恣意性を排除するため、2025年4月11日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,237円としております。これは取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上